

1. 景観計画策定について



袖ヶ浦海浜公園から東京湾アクアライン越しに望む富士山



袖ヶ浦海浜公園からの眺望

1. 景観計画策定について

平成 16 年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化などの地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。

本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望など、水と緑豊かな美しい景観がたくさんあり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。

市民、事業者及び市が一体となり地域に愛着や誇りを持てるまちづくりを推進し、このような貴重な景観資源を守り、育み、創り出し、後世に引き継ぐため、平成 22 年 3 月に市の景観に関する基本的な考え方を示した「景観まちづくり基本計画」を策定しました。

更に、平成 23 年 4 月に景観まちづくりを積極的に進めるため、景観行政団体となり、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して、景観行政を推進していくため、「袖ヶ浦市景観計画」を策定しました。

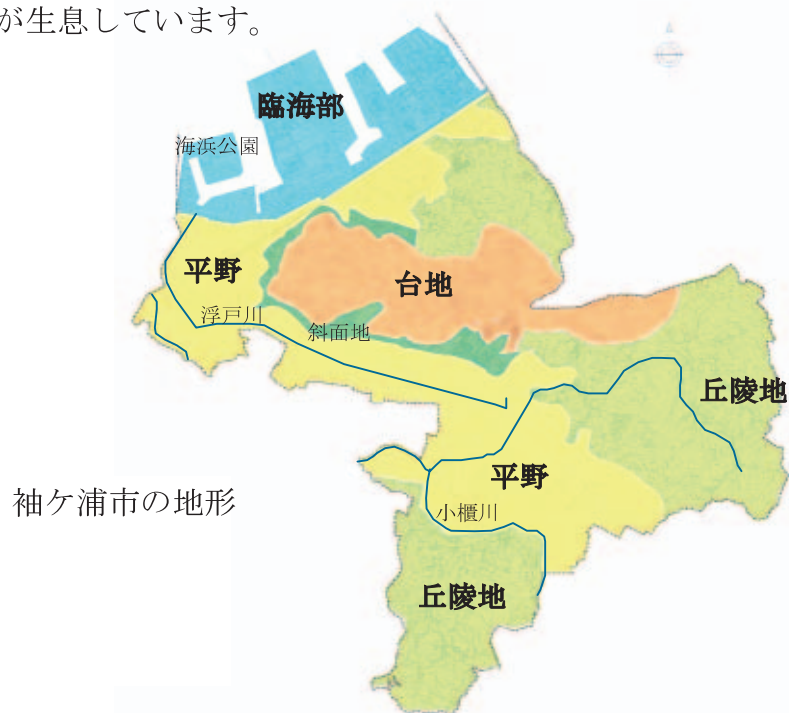
「袖ヶ浦市景観計画」は、景観法第 8 条の規定に基づき策定する法定計画です。景観法や上位・関連計画における位置づけを明らかにするとともに、景観まちづくりの背景や地域の景観特性及び課題等から、景観まちづくりの目的や形成基準、市民、事業者及び市が一体となった景観まちづくりの推進について定めています。

今後「袖ヶ浦市景観計画」に基づく良好な景観の形成に関し必要な施策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観を後世に引き継いでいきます。

本市は、千葉県の東京湾沿いのほぼ中央に位置し、その形状は羽を広げた蝶のような形をしています。

地形は、臨海部から、小櫃川と浮戸川によって形成された平野、標高 30～50m に広がる台地、平野と台地をつなぐ斜面地、そして上総丘陵へ連なる丘陵地と、大きく区分されます。

- 臨海部は、海岸の埋立てによる工業地帯が形成されており、海浜公園や南袖沿岸からは、東京湾の対岸や富士山の眺望を楽しむことができます。
- 平野には、小櫃川や浮戸川沿いに広大な稲作地帯が広がり、360 度の雄大な眺望が開けています。
- 台地では、主に畑作が営まれ、畑と集落、屋敷林等が織り成す独特の景観が見られます。また、眺望にも優れ、市街地や田園地帯を眼下に、遠くは富士山や東京湾を遠望することもできます。
- 丘陵地は、市の北東部から東部及び西南部の一角を占め、スギ植林、雑木林、竹林等、様々な森林からなります。また、河川の源流域には谷津田が見られ、多様な生物が生息しています。



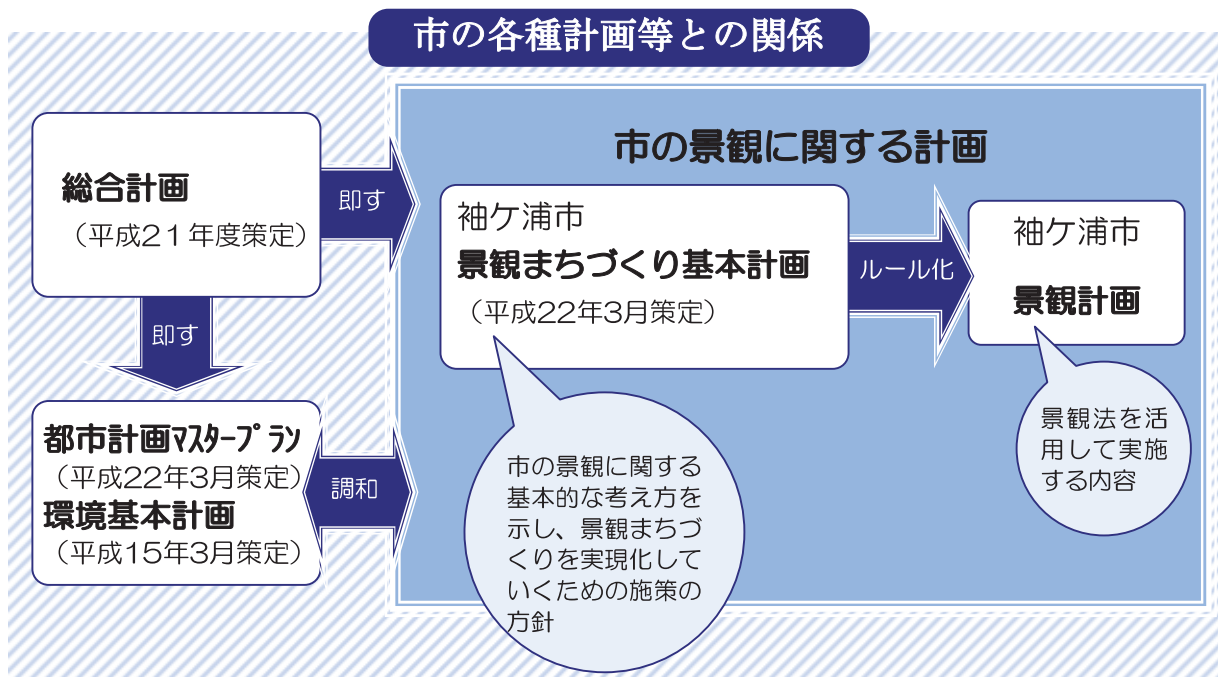
こうした本市の特徴ある景観も、里山の減少、耕作放棄地の増加などにより徐々に失われつつあるため、自然資源、歴史的資源、眺望資源などに愛着を持ち親しみ保全していくため景観まちづくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、まちの玄関口である鉄道駅周辺や国道等の幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並み形成のため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

2 趣旨

良好な景観の形成を推進し、景観法に基づく制限・誘導等を活用した景観まちづくりを行うため、景観法第8条の規定に基づく「景観計画」を定めます。

本計画は、各分野の計画と整合を図り、景観まちづくりを実現するための施策の方針である「景観まちづくり基本計画」（平成22年3月策定）に基づいて定めます。



3 目的

良好な景観の形成に関する基本目標と基本方針を市民、事業者、行政が共有し、景観まちづくりの推進を通して、地域への愛着と誇りを持って魅力あふれる袖ヶ浦の景観を後世に引き継ぐことを目的とします。

また、景観まちづくり基本計画に掲げる「光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦」を基本理念とし、ゆとりや潤い、安らぎのある暮らし、自然環境や歴史・文化を活かした景観まちづくりを進めます。